

請負契約の基本を学ぶ学習会・交流会

民法では請負契約や引渡しについての規定が明文化されています。改正民法が2020年4月から施行され、消費者（施主）保護を重視する流れが加速しています。法令上、工事の完成、そして引渡しと同時に對価報酬を支払わなければならぬと規定されています。法律上は引渡しをもって契約は完了することになっていますが、引渡しをした後も補修を求められることが多々あり、代金の支払いをめぐってトラブルになるケースに発展することもあります。契約書を交わす際の注意点や引渡し後の業者の責任の範囲について学習します。

このたび、ときた・小林総合法律事務所所長の鶴田香織弁護士をお招きし、わかりやすく解説してもらいます。学習会の後は交流の場を設けます。知識を深めるだけでなく、仲間で問題点を共有し、知識を深めましょう。ご参加、お待ちしています。

【日 時】2022年2月6日(日) 午前10時～午前11時30分（予定）

※開始時間10分前には組合にお越しください

【場 所】組合会館3階（神戸市灘区岸地通5-1-14）

【対象者】組合員（シニア組合員含む）、その配偶者、組合員の事業所に直接雇用される事務員

【定 員】15人（先着順）

ときた

【講 師】鶴田香織弁護士（ときた・小林総合法律事務所所長）※プロフィールは裏面参照

【参加費】無料

【申込方法】申込書を締切日までに組合に持参、または郵送してください

FAX（078-871-1419）でも構いません

【締 切】2月3日(木)まで ※キャンセルされる場合はお早めにご連絡ください

申込される方は必ず裏面もお読みください

----- キリトリ線 -----

請負契約の基本を学ぶ学習会・交流会

参加資格（○をして下さい） 組合員 組合員の配偶者 組合員の事業所に直接雇用される事務員

参加者氏名

所属事業所名

当日の連絡先

神戸土木建築労働組合技対部

鶴田香織弁護士のプロフィール



昭和 43 年 8 月神戸生まれ。長田高校から早稲田大学法学部に進み、同大学大学院に在籍中の平成 6 年 10 月に司法試験に合格。
平成 9 年弁護士登録。
関西学院大学、神戸学院大学、甲南大学にて講師を歴任。平成 21 年度には兵庫県弁護士会副会長を務める。
現在、ときた・小林総合法律事務所所長。

学習会・交流会に参加していただくにあたってのお願い

- ・当日、体調不良の方は参加を控えてください。また、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、マスク着用でお越しください。部屋の換気を十分に行なうため、窓を開けて開催します。
- ・組合へお越しの際は電車やバスなどの交通機関をご利用ください。車でお越しの方は組合近くの有料駐車場をご利用ください。組合会館下の駐車スペースは利用できません。
- ・鶴田弁護士への質疑応答は、今回のテーマに沿った内容に限定させていただきます。個別内容については、後日、鶴田弁護士に直接ご相談ください。
(相談料などについては鶴田弁護士に直接ご確認ください)
- ・質疑や問題提起をする際にプライバシーの上の問題（名前の公表など）を挙げられるとトラブルにつながることもありますので、発言の際はその点ご配慮ください。